

令和5年第3回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和5年 9月 5日

本日の会議 令和5年 9月21日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

| | | |
|----------------|----------------|---------------|
| 1番 堀 真 議員 | 3番 岡 田 義 晴 議員 | 4番 八 木 亮 三 議員 |
| 5番 松 林 敏 議員 | 6番 西 田 健 議員 | 7番 浦 川 圭 一 議員 |
| 8番 中 村 美 穂 議員 | 9番 安 部 都 議員 | 10番 金 子 恵 議員 |
| 11番 山 口 憲一郎 議員 | 12番 堤 理 志 議員 | 13番 竹 中 悟 議員 |
| 15番 西 岡 克 之 議員 | 16番 安 藤 克 彦 議員 | |

欠席議員

2番 藤 田 明 美 議員

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|-----------|---------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 荒 木 秀 一 君 | 議 事 課 長 | 福 本 美也子 君 |
| 係 長 | 江 口 美和子 君 | 主 任 | 村 田 潤 哉 君 |

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長 | 吉 田 慎 一 君 | 副 町 長 | 鈴 木 典 秀 君 |
| 教 育 長 | 金 崎 良 一 君 | 総 務 部 長 | 青 田 浩 二 君 |
| 企 画 財 政 部 長 | 村 田 ゆかり 君 | 建 設 産 業 部 長 | 山 口 新 吾 君 |
| 健 康 保 険 部 長 | 森 川 寛 子 君 | 水 道 局 長 | 渡 部 守 史 君 |
| 会 計 管 理 者 | 田 中 一 之 君 | 教 育 次 長 | 山 本 昭 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 荒 木 隆 君 | 財 政 課 長 | 北 野 靖 之 君 |
| 土 木 管 理 課 長 | 山 崎 禎 三 君 | 上 下 水 道 課 長 | 高 橋 庸 輔 君 |

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 12時04分

令和5年第3回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

令和5年9月21日（木）
午前9時30分 開議

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 備考 |
|----|------|--|------------|
| 1 | 46 | 長与町印鑑条例の一部を改正する条例 | ※総務 |
| 2 | 48 | 令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号） | ※総務 ※産業 |
| 3 | 49 | 令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） | ※総務 |
| 4 | 50 | 令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | ※総務 |
| 5 | 51 | 令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号） | ※総務 |
| 6 | 52 | 令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について | ※総務 ※産業 |
| 7 | 53 | 令和4年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について | ※総務 |
| 8 | 54 | 令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | ※総務 |
| 9 | 55 | 令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | ※総務 |
| 10 | 56 | 令和4年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | ※総務 |
| 11 | 57 | 令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について | ※産業 |
| 12 | 58 | 令和4年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について | ※産業 |
| 13 | 59 | 令和4年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について | ※産業 |
| 14 | 請願1 | ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願 | ※産業 |
| 15 | 発委2 | 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書 | |
| 16 | — | 議員派遣の件 | |
| 17 | — | 委員会の閉会中の継続調査申し出 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※付託された委員会

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。委員会審査大変お疲れさまでした。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第46号長与町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。ただ今議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○10番（金子恵議員）

それでは議案第46号長与町印鑑条例の一部を改正する条例についてご報告を申し上げます。審査日は令和5年9月8日、西田委員、藤田委員以外全員出席の下、説明員に関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。提案理由、主な内容として、印鑑登録証明書の窓口交付に関する規定について改めるとともに、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、印鑑登録証明書のコンビニ交付に関する規定を改めるもの。役場窓口において印鑑登録証明書の交付申請をする際、本人申請に限り個人番号カードのみの提示でも証明書の交付ができる旨の規定を追加。利用者証明用電子証明書を搭載した移動端末設備、これはスマートフォンですが、を利用して、印鑑登録証明書の交付をコンビニエンスストアでも受けることができる旨の改正を行う。以上の説明がありました。主な質疑として、スマートフォンを利用する場合、アプリケーションを入れておくのかに対し、マイナポータルから電子証明書を付与する登録を済ませてから使用することになる。今回はアンドロイドのスマートフォンが対象となる。次に、スマートフォンを利用してマイナポータルから取得できるものは印鑑証明書のみかの質疑に対し、長与町では住民票、戸籍、記載事項証明、戸籍の附票、印鑑証明書が取得できる。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。議案第46号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第46号長与町印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）から日程第5、議案第51号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○10番（金子恵議員）

それでは議案第48号以降の報告を行います。審査日、出席委員、説明員は先ほどと同様でございます。議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）の総務厚生常任委員会に分割付託された部分の提案理由、主な内容を報告いたします。歳入の主なものは普通交付税の令和5年度の額の確定により5億5,294万8,000円の増額。また、令和4年度駐車場事業特別会計の精算に伴う剰余金121万円を受け入れた。歳出の主なものは、ふれあいセンター体育館の照明工事に伴う費用の増額、同じく体育館2階通路の補修、ふれあいセンター2階の女子トイレ改修工事のための予算を計上。また、地域介護・福祉空間整備等交付金を活用して、災害発生時における高齢者施設等の安定的な電力確保を行うため、認知症高齢者グループホーム1施設、小規模多機能型居宅介護施設1施設に非常用自家発電設備の整備を行う。地方債補正では、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い起債限度額を減額した。以上の説明がありました。主な質疑として、総務部では、ふれあいセンターのLEDの照明の取り換えは配線の老朽化によるものか、また、どれくらい照度が上がるのかに対し、分電盤交換に伴い配線工事が必要となる。照度は一般家庭の室内の明るさぐらいで現在よりも明るくなると考えているとの答弁でした。次に、工事のタイムスケジュールはどうなるのかに対し、施工自体は3カ月程度。1月ぐらいまでには整備したいと考えているとの答弁でした。企画財政部におきましては、交付税は見込みどおりだったのかの質疑に対し、歳入は基本的に大きな乖離がないように見込んでいる。普通交付税は今年度25億円で決定が来ており、おおむね見込額どおりという見解を持っているとの答弁でした。次に、住民福祉部では、地域障害児支援体制強化事業補助金は、ひばり学級巡回支援に充当しているが内容は何かに対し、ひばり学級の療育専門員が、幼稚園、保育園を回り、障害など気になる子どもに対する対応等について指導を行うという支援になるとの答弁でした。次に、地域障害児は何歳までが対象になるのかに対し、巡回支援で実際に行っている子どもは小学生ぐらいまでだが、児童福祉法の観点から18歳まで行っているとの答弁でした。次に、健康保険部におきましては、地域介護・福祉空間整備等交付金は定額補助ということで、国から施設へ補助金が行くということで本町からの補助はないということかに対し、国の補助金をそのまま町から交付するため町の持ち分はないとの答弁でした。次に、町の負担はないが、長与町地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱に基づいて交付されるということかの質疑に対し、要綱に基づいて申請を出してもらい決定するという事になっているとの答弁でした。今回さまざまなメニューの中で非常用自家発電を整備、設置しなければならない理由、課題は何か。またどのような効果が期待できるのかに対し、

災害時に停電が長く続く場合を考慮し、安定的に電力が供給できないことで介護に支障が出ないよう対策を行うものである。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご報告を申し上げます。提案理由として、歳入歳出それぞれ1億886万9,000円を追加し、補正後の総額を42億3,330万7,000円とするもの。歳入では、電算システム改修に伴う特別調整交付金270万6,000円を増額計上。歳出では、国民健康保険システムおよび健康管理システムの改修委託料として330万円を計上。以上の説明がありました。主な質疑として、電算システム変更の理由と内容は何かに対し、令和6年1月より産前産後における保険料負担が軽減されることとなり、それに対応するためのシステム改修であるとの答弁でした。次に口腔保健推進事業の一般会計への財源組替の内容は何かに対し、これまでは母子保健事業で行っていた歯科検診やフッ化物塗布事業は、国保会計と一般会計で費用を案分しており、国保会計には保健事業の補助を充当していた。今度新しく歯科保健事業について、国から補助が出るようになった。これは他に補助がある場合は出ないため、事業費を全額一般会計から支出することとした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第50号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご報告を申し上げます。提案理由、主な内容として歳入歳出それぞれ226万7,000円を追加し、補正後の総額を6億3,251万5,000円とするもの。歳入では、前年度決算に伴い確定した繰越額226万7,000円を計上。歳出では、前年度からの繰越金のうち、出納整理期間に収納した前年度分の保険料を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、同じく226万7,000円を計上。以上の説明がありました。こちらに関しましては、特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告を申し上げます。提案理由として、保険事業勘定は歳入歳出それぞれ2億1,697万7,000円を追加し、補正後の総額を31億998万4,000円、介護サービス事業勘定は、歳入歳出それぞれ257万7,000円を追加し補正後の総額を3,037万5,000円とするもの。保険事業勘定の歳入では令和5年度交付金の確定に伴い、保険者機能強化推進交付金194万4,000円を減額計上。歳出では、予備費1億8,482万円を収支の調整として計上。介護サービス事業勘定の歳入では、前年度決算に伴い確定した繰越額257万7,000円を計上。歳出では、収支の調整として予備費に同額を計上。以上の説明がありました。主な質疑として、保険者機能強化推進交付金は使い道が幅広い。何に活用するのかに対し、一般会計福祉課の高齢者交通費助成に充当するとの答弁がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。
まず、議案第48号について質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第49号について質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第50号について質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第51号について質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
続けて報告を求めます。
中村産業文教常任委員長。

○8番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和5年度第3回定例会本会議におきまして、産業文教常任委員会に付託を受けました議案、請願について報告いたします。審査日は、令和5年9月8日から14日、委員全員出席の下、説明員として関係所管課管理職ならびに職員、また請願については安部都紹介議員を招いて審査いたしました。議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）産業文教常任委員会分割付託分の提案理由、主な内容といたしましては、建設産業部土木管理課では、歳入は町道3工区10号線において、道路および河川護岸に亀裂が発生したことから補修工事の財源として起債の借り入れを行うもの。歳出では、道路と河川護岸の一体的な工事が必要なため、県が施工主となり補修工事を行い、町は道路工事に係る費用を負担金として支出する。街路事業費では町道西高田線の新設区間において、道路のり面に変状が確認されたため地質調査に係る測量設計委託料の他、仮設防護柵の設置工事費を計上。教育委員会学校教育課では、歳入で町内企業より受けた寄付金を地域スポーツ活動の振興に活用するため、中学校費寄附金に計上。歳出の中学校教育振興費のバドミントンのシャトルやソフトテニスのボールなどの消耗品費、弓道の弓などといった備品購入費に充当する。生涯学習課では、歳出において文化施設管理費の修繕料で文化ホールの非常灯照明器具の取換費用を。保健体育総務費では5年度優良団体表彰受賞の表彰式典参加旅費2人分。体育施設管理費の工事請負費では、テニス広場にある腐食して現在使用していない街路灯の撤去費用を計上という説明がありました。

主な質疑といたしまして、建設産業部の土木管理課、河川護岸の工事は長与川の取水口に近い場所だが今年度中に終わるのかに対し、長与川は飲み水として、また斉藤では農業用水としての利用もあるため、河川の水位を下げずに施工する工法を県が採用し施工。今年度中に完了する予定という答弁でした。2年ほど前には三彩橋から斉藤に行く護岸の亀裂があった。この一帯を調査する必要はないのかに対し、今回調査した結果に

基づいて必要な範囲を地盤改良する。全体的な地盤調査などは今後県とも協議したいと考えるという答弁でした。教育委員会学校教育課では、この寄付金は1社のものかに対し、1社であるという答弁でした。消耗品で購入する内容は全ての中学校で使用するのに対し、バドミントンのシャトル20本、ソフトテニスボール練習球240個などを購入する予定。地域スポーツ活動は3つの中学校が集まって活動しているので、全ての中学校の生徒が使用するという答弁でした。生涯学習課では文化ホールの照明は定期的に変えているのに対し、今回の計上分は非常灯の設備を取り換えるものであるという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第48号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第49号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第50号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第51号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、議案第59号令和4年度長与町下水道剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括議題といたします。

ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○10番(金子恵議員)

それでは引き続き議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、総務厚生常任委員会に分割付託されました部分の報告を申し上げます。

提案理由、主な内容としまして、歳入総額は154億4,288万6,127円で、前年度比6.9%の減少、歳出総額は142億9,453万3,846円で、前年度比6.3%の減少、歳入歳出差し引き残額は11億4,835万2,281円となり、前年度よりもおよそ1億9,800万円減少した。総務部総務課では、道ノ尾駅に設置した平和モニュメント車輪、銘板の設置工事費として97万9,000円を支出。契約管財課では、高田南土地区画整理事業の仮換地で町へ移管された町有地3件、未利用町有地1件の売却による普通財産売却収入9,151万1,488円。地域安全課では、長与町ふれあいセンター屋上防水工事に2,165万1,000円を支出、また自治会加入促進のための動画作成に137万5,000円を支出。情報政策課は、庁舎内の会議室でWeb会議を開催するための通信回線、大型モニター等の整備に493万6,000円を支出。秘書広報課では、イメージキャラクター商品等制作委託料としてフェイスタオル1,000枚を製作、31万200円を支出した。企画財政部財政課では、繰越金7億6,652万2,784円、減債基金積立金1億2万4,822円は、運用収入の他に今後の公債費増加への対応として1億円を積み立てた。政策企画課では結婚相談事業138万円、移住・定住促進事業に361万4,000円を支出、複合施設整備のための地質調査、複合施設整備基本計画策定と設計プロポーザル実施に1,150万3,000円を支出。税務課、収納推進

課では、ご当地ナンバー導入に49万8,000円を支出。健康保険部健康保険課では、国民健康保険事業の安定運営のため、特別会計へ2億3,750万5,000円を繰り出した。また継続事業である健康ポイント事業に561万円を支出。介護保険課では、介護サービス施設57事業所に電気代、ガソリン代に対する補助金725万4,000円を支出した。住民福祉部高田保育所では、自然環境教育のための研修、野菜等の栽培実施に21万6,000円を支出。こども政策課では、3歳児健診時に弱視の危険因子のスクリーニング検査のため、スポットビジョンスクリーナーを導入。また伴走型相談支援、経済的支援を一体として実施した出産・子育て応援事業に3,278万円を支出。住民環境課では、ごみ収集委託費、し尿収集運搬処理費などを支出。福祉課では、国の施策である住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金などを計上。会計課では用品調達基金は、封筒、請求兼領収書など庁舎内の分を一括購入。議会事務局、監査事務局では、議会主催で開催した議員研修会講師謝礼、議会だよりの読者アンケートに係る謝礼を支出。以上の説明がありました。

主な質疑として、総務部総務課では、県支出金の人権啓発活動地方委託事業委託金は、ほとんど教育委員会の活動に充当しているとのことだが、使途に制限があるのかに対し、趣旨としては国が全国的に一定水準の啓発活動を確保するという観点から、地方公共団体に対してその活動を委託するものになっている。制限やメニューは示されているという答弁でした。次に教育委員会では、どのようなことに使われているのかに対し、人権標語集の作成をしている。内容は人権作文、人権問題に関する標語、各小中学校から募集したものを掲載したものとなっている。次に、参議院議員選挙で投票所パソコンレンタル料の項目がなくなっている理由は何かの質疑に対し、予算計上時は各投票所の投票システムのパソコンレンタルを想定していた。結果的に情報政策課に保有しているパソコンで対応できたため、レンタルを行わなかったとの答弁でした。次に契約管財課におきましては、長与町コミュニティホールは、令和4年度はどのくらいの申請があったのか。また年々どのような傾向なのかの質疑に対し、11件、使用日数としては42日間となる。令和2年度、3年度はコロナ禍で落ち込んでいた。令和4年度以降については、回復の傾向で、今後も展示等の活用が見込まれるというふうに考えているとの答弁でした。次に、光熱費に関しては新電力に切り替え経費削減の努力をしていたが、現在は電力会社と変わらない金額になってきている。今後の見通しと対応はどうかに対し、今後の展望について危惧している状況である。直近の節電対策として令和7年度以降に庁舎の電灯のLED化を検討しており、階層ごとにするか、一度にするか研究を行い、節電対策に取り組んでいきたいとの答弁でした。次に、大手電力会社も電気料金が決まっているわけではない。見積もりは取っているのかに対し、燃料費高騰の実態もあり、せめぎあいの状況である。今後も大手電力会社、新電力会社から見積もりを取り検討し、最小の経費で進めていきたいとの答弁でした。次に、地域安全課では、石油貯蔵施設立地対策等補助金で購入したポータブル蓄電池とはどういうものかの質疑に対し、災害時に

電源を確保するもの。避難所での利用、スマートフォンの充電、LED電球を使った照明などを想定しているとの答弁でした。次に、自治会ベビーチャンネルを作っているが、あえて長与町公式ではなく別のチャンネルを作った意図はどういうものかに対し、自治会に特化した動画を配信するために専用のチャンネルを設けた。今後も自治会関係のことを発信していきたいとの答弁でした。次に、ファイナンシャルプランニングによる相談で生活改善がなされたのかの質疑に対し、事業が発足したときには生活困窮者の相談が主だったが、現在は家計の収支見直しなど困窮者以外の相談がほとんどであるとの答弁でした。次に、情報政策課におきましては、デジタル基盤改革支援補助金は充当先の規定があるのかの質疑に対し、補助要綱によって具体的に対象が決まっており、用途が限定されているとの答弁でした。次に質疑として庁舎内Web会議ができるように環境を整備したということだが実績はあるのかに対し、ディスプレイ等を設置した7つの会議室の延べ利用件数は約200件で、従来よりかなりの回数、頻度になっているとの答弁でした。Web会議の内容はどのようなものかに対し、県の会議また全国の会議などに参加できるようになった。遠方に行っていた会議がほぼオンラインに切り替えられているとの答弁でした。次に、秘書広報課におきましては、イメージキャラクター商品を作る場合、ミックンファミリー、ミックンのお友達シリーズのどちらに重きを置いているのかに対し、ベースはミックン原型を使っていくが変化を付けた方が親しみやすい。ミックンファミリーが権利が業者にあるため思うように使えない部分があるが、職員が独自で印刷する部分に関しては自由に使ってもいいということになっている。時と場合に応じて使っていく。ミックンのお友達シリーズもサブキャラクターということで、長与町を盛り上げられたらと考えているとの答弁でした。次にミックンのタオル1,000枚を作成したが何に使ったのかに対し、シーサイドマルシェなどで一般販売をしている。また、自治会の敬老会などに利用してもらっているとの答弁でした。企画財政部財政課におきましては、法人事業税交付金640万円の増加の理由は何かに対し、法人事業税の一部を財源として、県下各市町の従業員数に応じて市町村に交付するものである。令和3年の割合は法人税割額が3分の2、従業員数割3分の1で案分をされていたものが、令和4年度は法人税割が3分の1、従業員数割が3分の2と案分比率が変わったため長与町に有利に働き、法人事業税交付金が多く入ってきたという結果になっている。経常収支比率が91.2%は硬直した状態であるという内容が監査委員の意見書にあったが、その要因は何かの質疑に対し、歳出面では会計年度任用職員の報酬額などの引き上げにより人件費が増加していること。および、原油価格の高騰に伴い施設の光熱費などが上昇したことで物件費の増加が顕著であった。収入面では臨時財政対策債が大きく減少したことにより、比率が下がる方に働いたとの答弁がありました。次に、譲与税、利子割交付金、地方交付税などが減額になっている要因は何かに対し、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金等については、主に景気に左右される。また地方交付税に関しては、国の財力の問題であるとの答弁でした。次に政策企画課におきましては、

町主催の婚活イベントで結婚した例がないとのことだが、毎年予算を使っているがそれだけの意義があるのか。見直しなどの検討はしていないのかの質疑に対し、以前は社会福祉協議会に委託を行い、そこでの婚活イベントで結婚したという報告があった。町主催は令和2年度からだが長与町の方の参加が少ない。新たな取り組みを検討しているとの答弁でした。次に、新図書館と健康センターの複合施設についてのプロポーザル審査委員に業者からのアプローチがあった場合、接待等について制約制限を設けているのかの質疑に対し、プロポーザルの実施要領の中で、参加する事業者については審査員と全くコンタクトを取ってはならないという規定を設けており、違反した場合は失格要件の規定を設けているとの答弁でした。移住・定住促進事業で長与町に移住した人の決め手となった理由は何かの質疑に対し、もともと長与町出身など縁があった人が移住しているという結果であるとの答弁でした。次に税務課、収納推進課では還付金の内容は何かに対し、令和3年度までに課税をした分に対する訂正があった場合の還付金になる。町県民税、法人町民税の予定納税等に係る分の還付金、固定資産税、配当割、株式等譲渡所得割の還付金が主なものであるとの答弁でした。次に、ご当地ナンバープレートは300枚作成しているが、なくなった場合は通常ナンバープレートになるのかに對し、ご当地ナンバープレートを主として進める予定にしているとの答弁でした。次に健康保険部健康保険課におきましては、健康ポイント事業の参加者数が平成30年と比べて減っている。理由は何かに對し、この事業は3年間参加ができることとしている。4年度は目標の500人の新規参加者がいなかったため、参加者数が減っているとの答弁でした。一度参加したら同じ人は二度と参加できないということに對し、事業の目的は健康習慣を身に付けるものであり、3年の間に歩く習慣や健診の受診などを習慣化し、卒業後も自分自身で取り組んでもらうことを目標としているとの答弁でした。次に、介護保険課におきましては、介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援補助金はどこに補助したのかに對し、グループホーム、特別養護老人ホームなど入所系と通所系の施設に電気代を補助。また訪問系、相談系の施設にはガソリン代を補助したとの答弁でした。次に、住民福祉部におきまして、こども政策課、高田保育所に関しましては、質疑として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で副食費の食材の高騰分を補助した。今後交付金がなくなった場合どうなるのかに對し、今年度から月4,700円の副食費を各家庭から徴収している。さらに今年度も1人当たり20円の補助がある。今後は今年度の材料費の実績を見ながら予算に計上していきたいとの答弁でした。高田保育所の職員を対象に自然環境教育研修を実施したが内容はどのようなものかに對し、子どもたちが活動した内容と同じものを実際に体験し、指導方法、声かけや対応の仕方について学んだ。内容としては五感を使って自然を感じるなど、感性を開く活動を行ったとの答弁でした。次に、児童虐待防止に取り組んでいるが、実際に虐待に遭った子どもたちの問題はどのように解決するのかに對し、緊急性がある場合は児童相談所での一時保護対応など相談機関へつないでいるとの答弁でした。予防接種助成費は、HPVワ

クチンを自費で接種した人への払い戻し分かに対し、HPV接種の償還払いに加え、里帰り時に子どもを連れて県外の病院で予防接種を受けた場合はいったん自費で払い、その後町に請求を行い町の上限で支払うこととなるとの答弁でした。次に、住民環境課ではコンビニで住民票などを取得する場合、時間が限られているが全国的に同じなのかに対し、全国統一になっているとの答弁でした。コンポストモニタリングの終息の見通しは立っているのかの質疑に対しては、現段階では予測ができていない。見込みが立たない状況であるとの答弁でした。次に、きれいな町づくり事業委託料の業務内容はどのようなものかに対し、委託先はシルバー人材センター。内容は道路の清掃等の巡回、常設倉庫の資源化物の回収、ステーションのクリーンボックスの補修などであるとの答弁でした。次に福祉課におきましては、障害者相談支援事業では1,836件の相談があったとの説明だがどのような相談があるのかに対し、長与町社会福祉協議会の相談支援施設ぬくもりと、長崎市のならみの里で相談を受けてもらっている。ここでは障害を持っているが何をしたらいいのか分からない、どこに行けばいいか分からないなど、入り口の相談を受けてもらっている。計画、支援サービスが必要な場合は、相談支援事業所から施設または計画を立てるなど、段階を踏んでいくことになるとの答弁でした。会計課では、働き方改革の一環でAIなどを活用し業務効率化を進めているが会計課では使える余地はあるのかに対し、情報政策課が昨年度から立ち上がっている。その中でRPAなど事務の効率化に向け、請求書の電子化など見直しができないか協議しているとの答弁でした。議会事務局におきましては、議事録の作成はAIなどが発達して精度が高いところがあるのではないかと。それらを調査研究し現状より金額が高くても文字変換が正確になれば経費を逆に削減できるのではないかと。その方向で考えられないのかに対し、今のシステムでもう少し改善できるところがないか、チェック体制の見直しを検討する。併せて研究を行うとの答弁でした。監査事務局では、監査日数はどれくらいかに対し、令和4年度は56日間だったとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号令和4年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご報告を申し上げます。提案理由、主な内容としまして、歳入総額898万7,198円、歳出総額777万6,475円、差引額121万723円。以上の説明がありました。主な質疑として、嬉里駐車場の時間駐車は有人で徴収しているが現金以外も使えるのかに対し、現金か回数券、これは1,100円分を1,000円で購入してもらう。電子マネーは使えないとの答弁でした。自動化、24時間化することで収益的に良いのではないかと。これは4年前にも提案したとの質疑がありました。これに対して、施設の管理計画上2045年までを目標年度として維持する施設である。それを踏まえ業者に初期投資を含めマネジメントをしてもらっている。苦情処理、トラブル処理、料金回収を含めて年間400万円、設備代、防犯カメラなどを入れて5年間で2,000万円のリースで見積もりをもらっている。今後商店街、利用者の話を聞きながら判断していきたい

と考えている。慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご報告を申し上げます。主な提案理由として、歳入は43億3,099万4,631円、前年度比1.2%の増額、不納欠損額は656万6,616円。収入未済額は9,473万9,222円で、前年度と比較して1,096万1,479円の減となっている。歳出は42億2,418万9,833円。前年度比1.3%の増額。不用額は6,038万3,167円。歳入歳出差引残額1億680万4,798円は、全額を翌年度へ繰り越すこととしている。以上の説明がありました。主な質疑として、コクホ・ライン／調光システム変更の内容は何かに対し、未就学児の均等割の保険税を軽減するものであるとの答弁でした。次に特定健診受診率、特定保健指導の実施率が上がれば県が算定する長与町の保険税率が下がるということかに対し、保険税率に影響はない。県の努力支援制度補助金に影響するとの答弁でした。基金が積み増しされ5億4,000万円ほどになっている。以前県の激変緩和措置がなくなったときに、基金を活用して住民の保険税が上がらないようなことに使っていきたいという説明があった。また、基金を活用して引き下げること検討してはどうかという提案もなされた。現段階での担当課の考え方はどうかに対し、激変緩和措置がなくなった後は、基金を取り崩さなければいけない状況が来ると思う。それを考えた場合、保険税を下げるとすることは考えにくいとの答弁でした。次に、令和3年度と比べ悪性新生物、がんが増えている。また精神も4年度は12件と倍以上伸びている。特定健診によって精神の部分は改善がしづらと思うがどう対応するのかに対し、国から縦割りではなく、福祉介護、健康増進の担当を含め総合的に相談に乗る窓口をはっきりさせるようにという指針が来ている。それに向け進んでいくとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご報告申し上げます。提案理由は、歳入は、収入済額合計は5億9,893万5,523円、前年度比6.6%の増額。不納欠損額16万3,000円、収入未済額は28万3,972円。歳出では、支出済額合計5億9,666万7,523円で前年度比6.5%の増。不用額は1,289万4,477円となっている。以上の説明がありました。主な質疑としまして、令和4年から後期高齢者の保険料が上がっている。それにより滞納の方に影響が出たのかに対して、収納率が前年度とほとんど変わらないので、数字的には影響は出ていない。しかし、厳しくなったという実感は持たれているのではと思うとの答弁でした。次に、本町の後期高齢者数の推移はどうかに対し、今後の見込みは、後期高齢者医療広域連合で推計値を取っている。後期高齢者が増えていくことは間違いないとの答弁でした。慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号令和4年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご報告を申し上げます。提案理由として、保険事業勘定の歳入では、第1号被保険者保険料の収入済額は、7億1,512万6,000円、前年度比814万5,960円、1.

2%の増。収納率は現年度分が99.93%。前年度比0.09ポイントの増。滞納繰越分は33.76%、前年度比13.83ポイントの増。介護保険料全体では99.63%、前年度比0.3ポイントの増になっている。歳出では一般介護予防事業として、めだか85、脳トレ教室、いきいきサロンなどの委託料を計上。介護サービス事業勘定の歳入はケアプラン作成2,799件、ケアマネジメント作成2,483件に対する収入。歳出は、地域包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費。また民間事業所へのケアプラン作成委託料および介護予防ケアマネジメント作成委託料などを計上している。以上の説明がありました。主な質疑として、地域住民グループ支援事業補助金、サポーターポイント制度交付金は100万円ほどの不用額が出ている。理由は何かに対し、地域住民グループ支援事業補助金は高齢者のいきいきサロンが対象になる。上限10万円の補助で自治会単位の50カ所ぐらい作りたいと考えているが、コロナの影響などで増えていない。サポーターポイント制度交付金は、町内の介護施設でのボランティア活動に交付金を出しているが、こちらもコロナの影響で登録施設が26カ所中、実際の受け入れは令和4年度は2施設であり、サポーターが活動する場がなかった。同じように自宅での手伝いなども対象としているが、やはりコロナの影響もあり少ないという状況である。今後は増やしていきたいと思っているとの答弁でした。次に一般介護予防事業は歩いて通える場所にあるのが理想だと言われている。交通手段など移動のことを役場も考えてほしいという意見があった。どう考えているのかに対し、自身で通ってもらうということで予算化していない。また、送迎支援等は考えていない。今後の検討課題としている。以上、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第52号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第55号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第56号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

中村産業文教常任委員長。

○8番（中村美穂議員）

引き続き、報告いたします。議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、産業文教常任委員会分割付託分の提案理由、主な内容といたしましては、建設産業部産業振興課では、歳入は、地方譲与税の森林環境譲与税、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち1億8,310万909円、県支出金農業費負担金の中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金など。農道等事業債は、県事業で行っている藤の棟ため池の堤体補強工事に係る農村地域防災減災事業負担金に対する起債。歳出は、税務総務費のふるさと長与応援寄附金の経費。4年度のふるさと納税の受付件数は6,562件、寄付額1億4,786万3,000円。その他労働諸費の長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金。農業振興費の各土地改良区の配水施設の管理補助金、商工振興費の長与町プレミアム商品券発行事業補助金など。土木管理課は、歳入では、使用料及び手数料は各施設使用料。土木費国庫補助金は道路橋りょう費補助金の町道長与中央線の舗装補修工事の補助金など。災害復旧費国庫負担金は公共土木施設災害復旧費負担金。土木債は急傾斜地管理事業債など6件。歳出では、土木総務費は県事業の国道207号道路改良事業に伴う地元負担金。道路維持費は町道管理委託料で、街路樹の剪定および除草委託など67件。町道維持補修委託料で、長与・時津シルバー人材センターへの委託を含め5件。橋りょう維持費は町道嬉里線三彩橋補修工事。街路事業費は都市計画道路西高田線街路整備事業に伴う測量業務など9件や工事14件。その他公園緑地管理費で、町内の公園等の清掃や維持管理業務に係る委託など。都市計画課では、歳入の土木管理費分担金は急傾斜地崩壊対策事業分担金、住宅使用料および町営住宅駐車場使用料は、東高田、西高田、岡岬の町営住宅3カ所分。土木費国庫補助金の住宅費補助金のうち、公営住宅等ストック総合改善事業補助金は東高田B棟、C棟の長寿命化改修工事および工事監理業務に対する補助金。地方債は2件。歳出では、下水道処理費の、負担金、補助及び交付金のうち、1,528万1,200円が高田南土地区画整理地区内の長崎市下水道区域の工事に対する事業負担金。建築費の住宅性能向上リフォーム支援補助金が5件で50万円、親子でスマイル住宅支援補助金が4件で160万円。教育委員会の教育総務課と学校教育課は一括して説明を受けました。歳入の主なものは、教育費国庫補助金の小学校費、中学校費の公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクール運営支援センターの整備委託に充当。ふるさと長与応援寄附金は、教育の充実や生涯学習を推進分の2,182万7,000円を学校施設保守清掃委託などに、町長おまかせコース分1,605万8,000円を長与小学校電動式移動観覧席経年劣化補修工事などに充当。企業版ふるさと納税寄附金については、学校のアクセスポイントの増設、iPad購入などのICT教育環境整備に充当。歳出では、事務局費は教育相談指導員や外国語指導助手の報酬。各種大会参加補助金は、交通費、宿泊費を補助しており、町内の中学校に対し県大会22件、九州大会9件、全国大会1件の計32件分。町立小中学校給食費支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症等の影響で高騰した児童生徒の給食費に対する補助金。その他、小中学校管理費や学校

給食費など。生涯学習課では、歳入は各施設の使用料の他、教育費委託金の社会教育費委託金は市町村権限移譲等交付金で、史跡は県指定文化財の五輪の塔の管理に対する委託金、立入調査は有害図書などの立入調査を年2回実施している委託金。ふるさと長与応援寄附金は2,383万6,000円を、勤労青少年ホーム管理経費や青少年健全育成事業、社会教育事業、図書館事業、保健体育事業に充当。雑入の広告掲載料のうち10万1,400円は、15社27誌の図書館設置雑誌のスポンサーとしての受け入れ分。歳出は多目的研修集会施設管理費では、車止め修繕工事など8件、多目的研修集会施設屋根防水工事の設計業務委託。公民館費の修繕料は、長与町公民館大ホール床補修や上長与体育館玄関床補修など合計15件分。文化振興費では、自主事業謝礼や、長与三彩窯跡地内居宅解体工事に係る設計監理委託料と工事費。その他体育施設管理費など。農業委員会では、歳入は農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、農地集積・集約化対策費補助金、農地集積・集約化等対策地方公共団体事業費補助金。歳出は、農業委員会委員および農地利用最適化推進委員の報酬や、タブレット7台購入とインターネット接続料、農家台帳システムの保守委託。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、建設産業部産業振興課では、シルバー人材センターの会員数は減少しているのではないかに対し、会員数は減少傾向で定年延長の影響が考えられるという答弁でした。プレミアム付き商品券は500円券を発行する検討はしなかったのかに対し、発券量が倍になることによるコスト面と換金作業等の事務量を検討し、1,000円券の発行となったという答弁でした。土木管理課では、公園剪定等委託料で何箇所ぐらい実施しているのかに対し、3年度から自治会等に10団体委託している。それ以外に高木や斜面地の剪定を11件実施しているという答弁でした。都市計画道路西高田線の進捗率と何年に完成する予定なのかに対し、事業費ベースは86%、道路延長ベースは48%、用地取得率は85%、建物移転補償率は94%、事業は8年度完了予定であるという答弁でした。都市計画課では、急傾斜地崩壊対策事業分担金の積算根拠はに対し、町分担金条例が4年4月に改定され、分担金は事業費の総額の5%相当額、または75万円に工事施工延長につき1万円を加算した額のいずれか低い方となる。4年度は事業費1,100万の5%を徴収し、施工延長決定後5年度に差し引き分を徴収する予定との答弁でした。東高田町営住宅は建設から何年経過していて長寿命化工事はどのような工事をしたのかに対し、B棟とC棟は建設年度が平成元年度と2年度で30年以上たっているが、外壁の塗装等をやり替えていなかったことにより、長寿命化計画に基づき外壁の改修工事を行ったという答弁でした。教育委員会教育総務課、学校教育課では、給食費管理システム導入委託料の内容はに対し、5年度から公会計に移行しているが、その準備として基幹システムにサービスを一つ追加し学校給食費の台帳を作成したという答弁でした。外国語指導助手はどこから来ているのか、姉妹都市のウェザーフィールドからも優先的に来ているのかに対し、イギリス1名、アイルランド1名、アメリカコネチカット州から1名来ている。生涯学習課では、自主事業謝礼でそれぞれの集客数と謝礼金額は

に対し、集客数はトークショー付き特別上映会346名、月亭方正独演会293名、平和コンサート253名。謝礼金額はトークショー付き特別上映会160万円、月亭方正独演会220万円、それ以外が平和コンサートに係るものであるという答弁でした。スポーツ施設予約管理システムが導入されたが利便性は高まったのかに対し、システムでの入力約8割、窓口が約2割で成果は上がっていると思うという答弁でした。農業委員会では、タブレットを7台購入しているが活用方法はに対し、農業委員会サポートシステムという国のシステムに農地の情報を登録し、それを基に農地の地図を見ることができ、毎月の総会の案件の場所確認と、農地利用状況調査の際に場所の特定などで活用している。以上のような質疑が行われ、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。提案理由、主な内容といたしまして、歳入では、収入済額24億2,617万2,453円、翌年度への繰越事業費となる収入未済額は1億8,242万6,600円。歳出では、支出済額12億2,344万7,739円。翌年度への繰越明許費は6億6,563万5,000円。高田南土地区画整理事業に係る4年度の事業実績は、本工事費8件10億5,906万1,000円、補償費3件3,110万1,000円、測量試験費14件7,995万8,000円、負担金2件2,123万2,000円、その他1件1,196万9,000円。事業進捗率は道路築造65%、宅地造成73.3%という説明がありました。主な質疑といたしまして、保留地処分金の内容はに対し、106街区の引き渡しに伴う契約残金と、3工区の宅地12件および付け保留地1件などという答弁がありました。12宅地の坪単価はいくらか。今後の保留地販売に対する考え方はに対し、平均の坪単価は約42万円。今後も一般競争入札方式で実施したいという答弁でした。6年度末で工事は終了するのかに対し、造成工事自体は7年3月末に終わるように進んでいる。以上のような質疑が行われ、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号令和4年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、提案理由、主な内容といたしまして、収益的収入及び支出の収入では、決算額8億650万3,392円。支出では、決算額6億7,623万4,511円。資本的収入及び支出の収入では、決算額1億9,147万2,200円。支出では、決算額2億9,850万3,703円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億703万1,503円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,856万2,154円、過年度分損益勘定留保資金8,846万9,349円で補填。当年度純利益は1億1,145万5,990円。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同額の1億1,145万5,990円。当年度未処分利益剰余金は、全額建設改良積立金に積み立てられるという説明がありました。主な質疑といたしまして、給水人口や水量も減少しているが対策はに対し、経営効率をさらに上げていき、広域化や官民連携などで経営基盤の強化を行っていくという答弁でした。漏水調査は年次的にやっていると思うが現状はどうかに対し、年間を

通じて町内管路の約150キロメートルを調査員が回り、音の調査、水圧試験の水圧チェック、電気による調査などで漏水箇所の調査を行っているという答弁でした。配水管の耐用年数と耐用年数を超えた管はどれくらいあるのかに対し、基本的な耐用年数は40年で、40年を超えた管路経年化率は26.83%だが、すぐに駄目になるというわけではないので、漏水調査等の結果を踏まえながら更新などをしていくという答弁でした。主な質疑は以上のとおりで、剰余金の処分については全会一致で可決すべきもの、決算認定については全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第59号令和4年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について、提案理由、主な内容といたしましては、収益的収入及び支出の収入では、決算額10億465万968円。支出では、決算額8億9,782万284円。資本的収入及び支出の収入では、決算額2億2,514万3,140円。支出では、決算額が5億5,776万8,225円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億3,262万5,085円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,919万8,667円、過年度分損益勘定留保資金3億1,342万6,418円で補填。当年度純利益は8,763万2,017円。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同額の8,763万2,017円。当年度未処分利益剰余金は全額減債積立金に積み立てる。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、有収率の改善が図られているようだがその理由は何かに対し、下水道管路調査等毎年対策を取っているが、雨水の影響が大きい。3年度は降水量が多く4年度は少なかったため処理水量が減ったことが要因と考えるという答弁でした。下水管の耐用年数と耐用年数を経過した管はどれくらいあるのかに対し、耐用年数は50年、管渠老朽化率は0%で50年経過したものはない。デザインマンホールは何箇所設置して費用は通常のものどれくらい違うのかに対し、5カ所設置で材料費は1枚当たり、通常のが約6万5,000円、デザインマンホールが約15万円だが、QRコードなど遊び心のある仕組みも整えており、下水道の啓発活動を続けていきたいという答弁でした。主な質疑は以上のとおりで、剰余金の処分については全会一致で可決すべきもの、決算認定については全会一致で認定すべきものとししました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず議案第52号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第58号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

場内の時計で11時まで休憩いたします。

(休憩 10時46分～11時00分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第52号について決算の認定に反対の立場から討論を行います。所管ごとの事業は丁寧で堅実な実施をされているとの印象を持ちましたが、財政については以前から指摘している構造的な問題があるため認定に同意ができません。本町の一般会計は予算の約9割以上が行政を維持していくための経費に充てられる、いわゆる財政硬直化の状況が続いております。他の自治体も類似した状況のようですが、現在は町の魅力を高め、どうやって転入し住み続けていただくというまちづくりをするか、近隣自治体と切磋琢磨する時代になっております。本町独自の魅力的な政策を思い切って実行するその予算を捻出するためには、財政の硬直化を改善しなければならないと考えます。扶助費などの義務的経費と老朽化対策は削減できないため、何らかの方法で歳入を増加させるか、また行政サービスを縮小するか、あるいは大型事業の投資的経費を抑制するかしか方法はないと考えます。私は従来から大型事業への投資的経費が町の財政の身の丈を超えており、これが住民福祉の有料化や廃止、削減などという形で影響を及ぼしていると考えております。今後若い世代の方が長与町を選んで転入してもらうためにも、またこの町で長年納税してこられた住民の移動手段確保など、住み続けられるまちづくりのためにも、また予期せぬ激甚災害への対応のためにも弾力的な財政運営ができるようにしておく必要があると思います。そのためには大型公共事業への一般財源投入の在り方を見直すべきという態度を予算でも表明してきました。決算でも改めてこのことを申し上げ討論いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

4番、八木議員。

○4番（八木亮三議員）

私は議案第52号長与町令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論いたします。令和4年度の本町の決算は歳入が約154億4,289万円、歳出が約142億9,453万円で、新型コロナウイルス感染症対策関連の交付金等の減少によって、新型コロナウイルス感染が拡大を始めた令和2年度および3年度と比較すると減額しているものの、経常収支比率は91.2%とコロナ禍前よりも下がっており、また、税収も過去

5年間で最大となっているうえ、町税の滞納繰越額が4年前と比較して47%近く減少するなど、財源確保から支出の調整まで、職員の日々の努力によって全体として評価できる財政運営が実現されていると考えます。4年度に特徴的な事業をいくつか確認いたしましても、新型コロナワクチン接種体制の確実な整備、またHPVワクチン任意接種者への償還払いを本町独自に9価ワクチンも対象にし、実際に9価接種者が償還払いを利用した実績につながっていることなどから、住民の命と健康を守る行政としての責任が果たされていることが分かります。また、非課税世帯、低所得子育て世帯への特別給付や子育て支援施設、および福祉事業所への感染対策と物価高騰対策としての補助金の支給、プレミアム付き商品券発行や飲食店応援キャンペーンによる商工業振興などは、新型コロナ対応臨時交付金を必要なところに無駄なく活用した町内消費者および事業者の双方の暮らしを守る施策として、実際に多くの町民から歓迎と支持をする声を聞いております。しかしながら、期待された効果が目に見えて出ていない事業もあります。全部または一部が一般財源による自治体加入促進や移住・定住促進事業、結婚相談事業などは、現時点では費用対効果が高いとはいいがたく、過年度の投資が無駄にならないよう成果に結びつけるか、改廃を含む見直しを検討すべきと思われるものもありますので、職員各位におかれましては予算は全て血税であることを常に意識し、無駄のない予算執行を行うことをここで求めたいと思います。500万円を投じたオンライン会議等環境整備事業も現在はまだその用途が遠方自治体とのやりとりなどが中心のようですので、育児や介護を抱える一般職員の在宅ワークを可能にするなど、佐賀県庁のような先進事例を研究し、できない理由よりできる方法を探し、AIやRPAの利用拡大と併せて職員の働き方改革とそれに伴う経常的経費削減に資する活用を期待いたします。長年高田南土地区画整理事業への繰出金が毎年多額であることで、住民サービスが圧迫され続けているという意見もありますが、4年度は保留地処分金が当初予算の1.8倍を超える15億7,650万円の歳入となって町へ入ってきており、それに併せて土地区画整理事業特別会計への繰出金は当初予算の84.4%に抑えられるなど、ようやく事業の成果が実を結びつつあると、現状は前向きに評価すべきと考えます。ただし、一括施工の完了予定まで残りわずか1年半ほどの中で、4年度の1年間での工事進捗は道路築造で1%、宅地造成で8%ほどで残りがいずれも30%前後あり、昨年度から今年度には6億6,500万円ほど繰り越されていることを考えますと、工事の進捗は予断を許しませんので、引き続き必ず予定どおり完了させることを地権者および町民に改めてお約束いただきたいと思います。その他の事業につきまして、委員会で詳細に質疑、審査をした結果、問題と思われる歳入歳出はありませんでしたので、賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

これから議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第53号令和4年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

これから議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番(堤理志議員)

議案第54号令和4年度の国民健康保険特別会計決算の認定について賛成の立場から討論を行います。国保の予算については令和4年度当初予算でも賛成をしており、決算についても認定する立場であります。令和4年度の国保会計は、住民の負担を抑制する二つの方向性が示されております。一つは未就学児の保険税を軽減する措置が取られ、住民負担が軽減されたことであります。二つ目は、積み増ししている基金を今後予測される税負担の上昇を抑制するために活用する意向を表明していることであります。国保税は、高齢者や自営業者など経済的に厳しい状況に置かれた方が多く加入している実態があります。にも関わらず、他の健康保険と比べても税負担が重いというこのことを議会で繰り返し指摘をしてきました。今年の改選で勇退された同僚議員からも国保税の負担が高額になっているとの意見が出されていきました。また別の同僚議員からも基金を一定取り崩し、減税に充ててはどうかとの意見提案も出されていきました。令和6年度から激変緩和措置が終了する状況があり、これへの備えは念頭に置く必要があります。しかし、住民にとって国保税はなおも重い税であることに変わりはないことを考慮し、積み立てた基金を活用して国保税を上げない努力を続け、さらには税率の軽減にも努めることを期待し、討論といたします。

○議長(安藤克彦議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

4番、八木議員。

○4番（八木亮三議員）

私も議案第54号令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたします。まずもって国民健康保険によって実現している国民皆保険制度は1958年の新健康保険法によって確立されたもので、社会保険の枠から外れた自営業者などに対しても万一の傷病に備え、一人一人が保険料を出し合って支え合う保険制度として定めると同時に、保険診療ルールによって医療費を一定かつ低水準に保つもので、全ての国民が高度な医療を公平に受けられる重要な制度と考えます。もし日本に国民皆保険制度がなければ自由診療によって医療機関ごとに医療費に大きな差が生まれ、アメリカのように高額請求が常態化し、かつ民間の医療保険料も高額となり、一定の高額所得がある人間だけが健康や生命の維持が可能になり、それ以外の多くの国民は医療を諦めざるを得ない社会になる可能性が考えられます。国民健康保険には約3,400万人の被保険者がおり、制度の維持は絶対であります。しかしながら少子高齢化や医療技術の発達によって国民所得に対する医療費および税負担率は年々増加しており、国による実効性のある対策や制度改革が急務であると同時に、当然に地方自治体レベルでも保険料抑制の努力が必要となっています。そのような状況の中で4年度の本町の国保事業決算を見ますと、交付金措置による国保の財政基盤強化に直結する保険者努力支援制度への取り組みが高い成果を上げており、県内21市町中で1位、全国1,741自治体中でも38位と、担当課の努力と、町民の健康と保険への意識の高さが結果に表れたものとして高く評価すべきものであると考えます。また、県への移管に伴う保険料の激変緩和措置が今年度で終了するという状況の中で、財政調整基金を4年度に1億円を新たに積み立て、5億4,000万円としていることも将来を見据えた財政運営と言えます。今後も健診受診やポイント事業への参加、ジェネリック医薬品の活用などが、個人の健康づくりのためだけでなく将来世代への保険料抑制につながることを、国民健康保険制度の意義や必要性を町民へしっかり説明を行い、制度を堅実に運用していくことを求め賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第54号令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

これから議案第55号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第55号令和4年度後期高齢者医療特別会計決算の認定について討論を行います。後期高齢者医療の政策的判断は国や広域連合であって、本町は事務的処理をするものであるということは承知をしております。しかし制度に対する問題点を町民の立場から指摘する必要があると考え、反対の立場から討論を行います。この制度は住民が75歳に到達すると、従来の医療保険から切り離し加入することになります。75歳以上の方が増えれば増えるほど、それに応じて医療費が増えれば増えるほど、保険料負担が増え続ける制度設計になっています。実際に令和4年度も保険料は引き上げとなりました。75歳以上の高齢者は戦後の荒廃から国土と郷土の復興を成し遂げ、今日私たちが生活する土台を築き上げた方々です。高齢者と現役世代を年齢と生産性という尺度で分断し、世代間の対立を招く制度であります。高齢者に長生きは迷惑をかけるという間違った意識を持たせ、道義的にも相互扶助の精神から見ても黙認することはできません。地方自治体単独でこの制度を抜本的に変えることはできませんが、議会や行政が国や県に対し制度の在り方を問うたり、国庫負担の増額を求めることはできます。この制度の問題点を示し改善を求める立場から反対の理由を述べ本決算認定に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

9番、安部議員。

○9番（安部都議員）

議案第55号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。後期高齢者医療制度は従来の老人保健制度に代わり平成20年度から開始され、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満の一定の障害がある方も対象となり、現在長崎県後期高齢者医療広域連合が運営しております。本町では保険料の徴収等を行っております。医療費の自己負担割合は、基本的に1割で、2022年10月より一定以上所得がある場合は新たに2割が追加され、また現役並みの所得者と見なされる場合は、3割の負担とされています。令和4年、5年度の全国平均保険料額は年額7万7,663円で、月額6,472円となっておりました。また均等割が4万7,777円で、所得割率9.34%であります。世帯の所得が一定以下の場合には、均等割の7割、5割、2割を軽減されております。本町の令和5年3月末の被保険者数は5,760人で、前年度比745人の増となりました。収入率は98.4%であります。後期高齢者医療保険料も約8,680万円と増加し、全体的に前年度比3,599万7,000円増となっており、今後も高齢率が高くなるにつれ保険料の増額が見込まれます。

令和元年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されました。これは広域連合および市町村により、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等が明示されております。高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据え、重症化予防、健康づくりを推進し、高齢者一人一人に対しフレイルなどの心身の多様な課題に対応してきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔栄養、社会参加などの観点から市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進しております。しかし、今後、高所得者における保険料の年額上限額は、現行の年額66万円から80万円に、令和6、7年に引き上げる案が政府によって検討されています。このことを鑑み、所得の低い方に国による救済措置を講じるため、令和元年10月より年金生活者支援給付制度も開始されました。今や100年時代と言われ平均寿命は男性が81.41歳、女性が87.45歳まで延長しております。今後も国や県の動向に注視し、後期高齢者になっても本町において必要な医療を安心して受けられる機会の確保という観点から、現状維持を基本とし、本町で安心して老後生活を暮らせるよう国の保険制度の安定化を求めて本議案に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第55号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

これから議案第56号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第56号令和4年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

これから議案第57号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第57号令和4年度長与町土地地区画整理事業特別会計決算の認定について同意できず、反対の立場から討論を行います。本事業は昭和61年から開始されました。当初の予定から大幅な変更を繰り返し、予算規模も工事期間も増大してきました。地権者の方からも早く戻りたいとの声も寄せられております。事業を早期に完成させることを目標に施工方法を一括施工へと変更をしましたが、それにより新たな困難も懸念されます。毎年度投入する事業費が大規模になりますが、不測の事態が起きようとも毎年度確実に負担をしなければなりません。昨今全国的に激甚災害が頻発していますが、そのような中であっても、国、県の補助が確実に履行されるのか緊張を余儀なくされます。以前長崎新聞もまちづくりのかせと題して、本町の区画整理事業の状況がまちづくりのネックとなっているとの問題意識を持って報道がされました。地方自治法第1条の2には、住民の福祉の増進を図ることを基本にとあります。つまり自治体は住民福祉の増進、住民サービスの向上のためにあることが明記をされております。私は本事業が住民福祉、まちづくりのための財政を圧迫してきた側面があると認識をしております。自治法の趣旨から見て事業は承認できないことから反対を表明し、討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

1番、堀議員。

○1番（堀真議員）

議案第57号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。高田南土地地区画整理事業は、土地の有効活用や防災性向上、環境改善を図るため昭和60年に事業を着手し、昭和61年には長崎県に事業を受託し整備が進められております。事業開始から35年以上が経過し、事業費も331億円と莫大な費用が計上されております。また何より多くの地権者と関係者の皆さまは早期完成を待ち望んでおり、今までのご不便やご苦勞はいかばかりかと拝察をする次第でございます。このように長期化している本事業の早期完成に向け、町長の英断により令和元年度から一括施工という手法により工事を行い、令和6年度完成に向け事業も大詰めを迎えております。令和4年度末の宅地造成の進捗率は73.3%となっており、工事区域内の一部は宅地も完成し住宅も建ち始めるなど、事業の進捗がより目に見える形となってきました。しかし、この事業が予定どおり完成するには、国からの補助金の確保が重要であると考えています。現在一定の補助金は確保されておりますけれども、今後も油断することなく補助金の確実な確保に努めていただき、この事業を予定どおりに完成することを強く要望して、賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第57号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

これから議案第58号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第58号令和4年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決いたします。剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案のうち剰余金の処分については可決されました。

次に、議案第58号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第58号令和4年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決いたします。決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案のうち、決算認定については認定することに決定いたしました。

これから議案第59号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第59号令和4年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決いたします。剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案のうち剰余金の処分については可決されました。

次に、議案第59号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第59号令和4年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決いたします。決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案のうち決算認定については認定することに決定いたしました。

日程第14、請願第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願を議題といたします。

ただ今議題としております請願について、委員長の報告を求めます。

中村産業文教常任委員長。

○8番（中村美穂議員）

続きまして、委員長報告の始めにも報告いたしましたが、請願の審査において安部都紹介議員を招き審査をいたしました。請願第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について。請願項目といたしまして、子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書」を採択し、地方自治法第99条の規定により関係大臣に意見書を提出するよう要請するという内容の説明がありました。主な質疑といたしまして、請願書に2023年度政府予算編成と記載があるが年度は正しいのかに対し、2023年度のうちの予算編成を審議する中で、働きかけをしてもらうために出されているという答弁でした。35人学級の実現とあるが教職員が不足している現状で確保できるのかに対し、人数を増やすために義務教育国庫負担制度を2分の1に復元することを要望しているという答弁でした。長与町は部活動改革も先進的に行っておりスポーツ庁からも予算が付いている。取り組みを進めている本町において、あえて町議会として意見書を出す必要があるのかに対し、長与町のことだけではなく、全国的な教職員の定数改善を図るための請願であるという答弁でした。以上のような質疑が行われ、賛成少数で不採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第1号の討論を行います。

まず、賛成討論はありませんか。

9番、安部議員。

○9番（安部都議員）

請願第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願に賛成の立場で討論いたします。義務教育費国庫負担制度は、義務教育が経済的な条件や居住のいかににかかわらず、子どもたちが義務教育を無償で受けられ、最低水準を確保するため必要不可欠な財政上の制度として措置されてきました。しかし、2006年度から国庫負担率を2分の1から3分の1に引き下げられることにより、3分の2の経費については、都道府県が自己財源での負担となり財政を圧迫しております。長崎県においては地方交付税により、現在のところ財源措置がなされておりますが、安定した補償とは言えません。全国でも地域の格差が生まれ、教育の質の低下や職場環境の悪化につながりかねません。令和5年度の長崎県の教育費は1,380億7,400万円の18.4%です。2023年度の文科省の予算は、4兆146億円で、義務教育国庫負担金は1兆5,216円です。教職員定数の改善に104億4,808人増となっておりますが、教職員定数自然減が圧倒的に上回り132億円の減、6,132人の減となり全く足りない状況であります。また教職員の配置の見直しが8億円減、350人の減となっており、万年教職員不足となり、病休や産休で休みたくても教職員がゆっくり休みが取れないのが現状であります。その代わりに副校長や管理職などが代替した形となり、先生方も業務多忙で疲弊した状態であります。実際全国の小学校教諭の1カ月の平均残業時間は82時間16分、中学校で100時間56分で、過労死のレッドライン状態であります。これは本町の教職員には関係ないのではなく、全国の教育現場で起こっている状況なのであります。また教職員なり手不足も増強され、教員の5割以上が休憩時間が0分で業務量も外国語教育、プログラミング教育、キャリア教育など増大しております。日本の未来を担う子どもたちの豊かな教育を保障することは基盤づくりであり、子どもたちが等しく教育を受ける権利を有し、地方格差なく機会均等と水準維持向上に教育を受けられることは、憲法26条でうたっており国の責務でもあります。昨今日本の子どもたちを取り巻く環境は、時代の流れや社会環境の劣悪により大きく変化し、いじめによる自殺者や暴力や不登校、引きこもりが増大しております。小学校での低年齢化の暴力行為は十数年前の5倍以上となっており、子どもたちを教育する立場である教職員の精神疾患による病気休職者も増大しているのが現実であります。令和2年度精神疾患による休職者数は全国で5,203人です。その対策として労働安全衛生法の改正により、2012年度から一般公務員にも適用されストレスチェック制度が義務化されました。また、日本のGDPに占める教育支出の割合は約2.8%で

ありOECD加盟国37カ国中36位で、平均の約4.1%を大きく下回りワースト2となっております。OECD諸国並みの教育環境を整備するためには標準定数法を改正し、本来なら国の責務で学級編制を30人以下学級にすることが理想であります。「教育は人なり」と言われるように教職員の確保、適正配置、資質向上が重要であり、そのためには国が財源を安定的に確保することが望まれます。この請願は教育現場をよく熟知する教職員組合の先生が毎年過去提出されております。これまで全会一致で可決されてきましたが、ここ数年コロナ禍において提出できない状態でしたが、全長崎県の教職員や子どもたちの教育財源と環境整備のために、今回国への請願、意見書等々提出をされました。長年意見書を提出することでかなりの成果を上げておられます。本町の小学校においては35人学級はほぼ完成いたしますが、中学校においては中学1年生が35人学級のみで、中学2年、3年生は40人学級であり、まだ道半ばでございます。また中学校の部活動の地域連携や地域スポーツ文化クラブ移行に向けた環境の一体的整備事業については、令和4年度の決算で本町は106万8,000円の委託費が支払われております。また文科省においても23年度予算額が28億円の計上がなされ、全国でも拡大されつつあります。しかし、本町の小学校の先生にも現状をお聞きしましたが、特別支援学級の先生方も全く教職員が不足し、同じ障害がある児童を1年生から6年生まで8人も1人で担当されていることなど、本当に厳しい現状を目の当たりにし、これは変えなければ先生方の命も危ないと実感してきました。一学級を3人から4人にするか、副担任や支援員などの加配があったらと言われておりました。それが心の叫びだと思います。教育現場全体を見回すと課題が山積しており教職員の働き方改革は今後の課題であり、国に意見書を提出することで子どもたちの豊かな学びの実現や、教職員の環境改善が図られればと願います。先生たちのゆとりが子どもたちの心のゆとりとなりつながり、いじめも減少していきます。働きやすい魅力ある教育現場の環境、人員の必要確保、賃金の安定、教職員の事務量の多忙化によりなり手不足が問題視されています。増やすためには賃金の安定、業務量を減らすことです。この国の未来の子どもたちにとって義務教育のナショナルミニマムを堅持し、子どもたちの教育を保障する観点から本請願に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありますか。

13番、竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

私は当請願に反対の立場で討論いたします。請願の内容については十分に私どもも理解をしています。根本的な問題は教職員の不足にあると感じています。請願は当該行政体の緊急かつ重要性がある事件に対し願意を示すことであり、一般論の要求、一部少数団体の願意は適当と思っておりません。現に長与町は国指導の下推進努力をしておられ、特に部活動の見直しにつきましては、既に国から委託金を1,130万円を受け実践をして

います。また中教審特別部会でも長与町を好事例として紹介をされています。国と同じ方向で教職員の働き方改革を進めている長与町に、一部政策団体の請願を受け意見書を国に提出することは、あたかも長与町も取り組めていないような印象を国ひいては町内外に与えかねないと危惧をしています。議会は行政の監視力も担っており、是々非々で対応する必要があります。取り組んでいなければ非を突きつける必要がありますが、前向きに適切に取り組んでいる業務は正しく評価すべきと考えています。よってこの請願に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

4番、八木議員。

○4番（八木亮三議員）

私は請願第1号について、賛成の立場から討論いたします。本請願は2024年度の政府予算編成において教職員の処遇改善とそれに伴う児童生徒へのきめ細やかな指導、支援の充実の実現という方針を取り入れることを国および関係機関に求めるものです。よって請願に添付されておりました意見書案につきましては、本文最後に2023年度政府予算編成においてという文言がありますが、これについてはあくまで次年度、2024年度の予算を編成するに当たってという趣旨であると思われませんが、意見書は請願採択後に改めて正式なものを作成するものでありますので、この点については誤解の生じないよう修正をする前提で、請願の求める趣旨について賛成である理由を述べさせていただきます。まず2022年1月に文科省が結果を公表した教員不足に関する実態調査の県別の教員不足状況によりますと、長崎県は教員不足の小学校が41、中学校が38で、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、通称義務標準法に基づく充足率では小中学校ともに同じ98.3%で、47都道府県中で最下位となっております。本町においては現在教師が不足している状況ではないようですが、県内の小学校数が313、中学校が164ですので、この2022年1月の文科省の公表を基にしますと、小学校313校中41校で教員が不足、つまり7.6校に1校が不足している状況です。これでは教職員の標準定数の算定および人事の権限が県にある中であっては、小学校が5校ある本町でも県の判断によって、いつ教員の配置不足が起きるとも分かりません。同じく中学校も県内の4.3校に1校が教員不足の中で、本町には3校の中学校があり懸念せざるを得ません。令和3年の義務標準法改正に伴う35人学級を実現しつつ、教員不足への懸念が現実とならないためには、本請願で求める加配教員や養護教諭、栄養教諭などの少数職種の増員は必須であり、本町を含む全国の公立学校および教職員が求めているものであると考えます。そしてその加配増員を実現するには、教職員のなり手確保とそのための労働環境、条件の改善が必要なのは火を見るよりも明らかです。令和3年の義務標準法改正に当たっての文科省から全国の知事、教育長への通知を見ますと、今回の学級編制の標準の引き下げの目的を個別最適な学びを実現し、子

どもたち一人一人に応じたきめ細やかな指導を可能とすることとしていますが、同時に教員の負担を軽減し働き方改革に資するもので、勤務時間管理や労働安全衛生管理の徹底、業務の適正化のためでもあると書かれています。つまり35人に限らずさらなる少人数学級を実現することは、今やきつい、帰れない、給料が安いの新3Kとも呼ばれ、なりたい職業の上位ではあるものの実際になってみると膨大な業務に追われ、直近の令和3年度の調査でも公立学校教職員の0.64%に当たる全国5,869人が精神疾患により休職しているという、学校教職員の負担を直接的に軽減することにつながります。本町では小学校の全学年と中学校の1年生までは既に35人学級が達成していると聞いておりますので、義務標準法改正による35人編制実現のための経過措置が6年度末であることに鑑みますと、恐らくそれまでには小中学校の35人学級は、本町では実現できると推察されます。それをもって本町ではこの請願が求める内容は既に達成されているという考え方もあるようですが、35人学級を達成するのでいっぱいいっぱいのぎりぎりの教員配置を必要十分と考えてしまえば、それ以上の労働環境の改善は望めないということになります。先日の同僚議員の一般質問への答弁によりますと、本町において今年度の4カ月間で月に45時間を超える超過勤務を行った教職員が累計で292人いるとのことでした。これは事実上いわゆる残業代が出ない給特法の下で、多くの教職員が子どもたちのためにまさに身を切りながら働き続けざるを得ないという実態が現に本町にあるということであり、本町の教職員ひいては本町の現在そしてこれからの子どもたちのためにより良い学校教育環境実現のための改善を国に求めることは、本町議会が議決し提出する請願として何ら不自然ではありません。また特別支援学級について本来は8人という標準の中で、本町ではそれを超える9人のクラス編制になることもあると聞いております。これ自体は転入などによるものであり、現行法上その運用自体に問題はないものの、実際に特別支援学級を担当したことがある教職員の方に直接話を伺いましたら、そもそも8人でも目を行き届かせることに大変な苦労があるとのこと、本来ならば1クラス6人または4人程度が、教職員の負担軽減のためにも児童生徒に指導支援を行き渡らせるためにも望ましいとおっしゃっておりました。この方だけでなくSNSなどでも多くの現役教職員が、特別支援学級1クラス当たりの児童生徒数を減らすべきだと声を上げていますが、仮に自治体レベルでそれを実現したくとも、特に長崎県のように教職員が不足している地域にあっては望みは極めて薄い状態です。義務教育費国庫負担制度は、平成18年度から国の負担をそれまでの2分の1から3分の1へ引き下げ、3分の2を自治体ごとの税込および地方交付税で賄うべきものとなりました。これは公教育において地方の独自性を出せるよう、都道府県が教職員の数や給与を決定できる総額裁量制を強化するものではありませんが、本来全国どこに住んでいても一定水準の教育を等しく受けられるべきものが義務教育であるにも関わらず、人口減少によって税収も減少している長崎県が、教育不足率で全国最悪の状況にあることが示すとおり、地域間格差を現に生み出しております。国庫負担を改正前の2分の1に戻すことは、教職

員を確保しその労働環境を改善し、もって長与町を含む本県の公教育の環境を改善し引き上げる、子どもの学ぶ権利を保障することにつながり、優秀な人材の輩出や人口減少への歯止めにもつながり、全国的な日本の義務教育レベルの平準化および引き上げにつながるものと考えます。以上のことから本請願は本町の公教育の改善に大きく関連する重要な要望を求めており、採択すべきものと考えます。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、請願第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は不採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数。よって本請願は不採択とすることに決定いたしました。

日程第15、発委第2号核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書を議題といたします。

ただ今議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

竹中議会運営委員長。

○13番（竹中悟議員）

それでは発委第2号核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について、提案理由を申し上げます。ご承知のとおり昨年6月の核兵器禁止条約第1回締約国会議において、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書であるウィーン宣言と具体的な手順や行動を定めたウィーン行動計画が採択をされました。しかしながらこの会議には核保有国やその同盟国の多くは参加せず大きな課題とされているところであり、今後核兵器禁止条約の実効性を高め効果的な運用と発展のためには、これらの国が参加し議論が行われることが重要となります。また本町は長崎市と共に被爆地であり、平成6年に「平和で安全な町」宣言を行い核兵器の速やかな廃絶を訴えています。国におかれては、核兵器のない世界の実現という被爆者の切なる願いを真摯に受け止め、核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的な役割を果たされるよう強く要望し、核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。まずは本年11月に開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。その上で核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請することを求める本意見

書を提出をしようとするものであります。なお案文につきましてはお手元に配布をしたとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。ご審議の上何卒賛同賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております発委第2号は会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これから発委第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

9番、安部議員。

○9番（安部都議員）

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書に賛成の立場で討論いたします。本意見書は、国に対して核兵器のない世界への取り組みを求め、核兵器禁止条約の署名・批准を要請し、本年11月に開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加を求めるものです。また、平成29年7月、122の国、地域で核兵器禁止条約に賛同し採択され批准も行われました。日本政府は国連会議での核兵器廃絶決議案に賛成したものの、アメリカの核の傘下でいる唯一の被爆国日本と核保有国や同盟国の多くは、核兵器禁止条約の交渉のテーブルには着くことはありませんでした。日本こそ対等に立ち核兵器廃絶に向け平和交渉への道しるべを示し牽引するべきであります。ぜひ本年11月に開催される第2回締約国会議にオブザーバーとして参加することを強く願います。本町でも平成6年「平和で安全な町」宣言を行い、核兵器廃絶を願い後世へ継承し平和活動を行っております。核兵器のない世界を実現させるためには、東アジアに残された冷戦構造を終結させ、米朝だけでなく日朝の国交正常化が欠かせません。日朝平壤宣言に基づき、対話による日朝の緊張感を解くべく関係改善を進め、対話と平和交渉によって拉致をはじめ日朝間の解決を主体的に図ることが望まれます。長崎・広島の実験被爆者は、平均年齢85歳を超え後遺症と今も闘い続けています。終わってはいけません。核兵器の非人道的行為や被爆者の苦しみを二度と子どもたちに繰り返させないために世界の平和と核兵器廃絶に向け、強く日本政府へ、核保有国へ、核兵器禁止条約の署名・批准を要望し、被爆2世の私からも賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、発委第2号核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、議長に一任願います。

日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってお手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第17、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってこれら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

次に、閉会にあたり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。去る9月5日に開会していただきました令和5年第3回長与町議会定例会も本日閉会となりました。本定例会では、令和4年度の各会計歳入歳出決算認定をはじめ提案いたしました各議案につきまして、本当に長い期間慎重にご審議を賜りご決定をいただきました。心からお礼と感

謝を申し上げる次第でございます。また7名の議員の皆さまから一般質問をいただき、町政の発展の立場からご指摘等を賜りました。重ねて感謝申し上げます。皆さまからのご指摘、ご指導、ご提案につきましては、真摯に受け止め取り組んでまいります。さて、今年5月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたこともあり、町内各地でさまざまな総会やイベントが再開され始めております。特に8月には長与町ペーロン大会が4年ぶりに開催され、どらや太鼓に合わせまして、威勢のいい掛け声や多くの歓声が長与港に響きわたったところでございます。また、長与川まつりにつきましても、今年はステージイベントをはじめ多くの出店も立ち並び、子どもから大人までまつりを楽しむ皆さまの笑顔が会場の至るところにあふれておりました。今後も町民体育祭や各地区の公民館まつりなど、大小さまざまな行事がめじろ押しとなっております。町内各地で少しずつ以前のようなにぎわいが戻ってきており、議員の皆さまにもいろいろとご協力をいただく場面があるかと思いますが、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これにて会議を閉じます。

令和5年第3回長与町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 12時04分）